

石綿障害予防規則の一部の改正について



厚生労働省は、石綿障害予防規則の一部を改正することを発表しました。今回の改正は、建築物解体と同等の措置を、船舶の解体についても求めています。

概要は、以下の通りです。

○改正の内容

(1) 石綿等を除去する際の隔離等(第6条関係)

石綿が吹き付けられた船舶の解体等の作業(石綿等の除去)の際の措置

- ・それ以外(石綿の除去)の作業を行う作業場所から隔離
- ・集じん・排気装置、負圧化、前室の設置等

(2) 石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用(第14条関係)

(1)の作業により隔離を行った場所

- ・電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等の使用

(3) 石綿等を除去する際のあらかじめの届出(第5条関係)

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業(石綿等の除去)

- ・労働基準監督所長にあらかじめ届け出る

(4) 石綿等を切断等しない場合の作業員以外の立入禁止等(第7条関係)

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業(石綿等の切断等しない場合)

- ・作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止、かつ、その旨を掲示

(5) 吹き付け石綿が損傷等している場合の除去等管理(第10条関係)

石綿等が吹き付けられた船舶における損傷・劣化等(労働者にばく露するおそれがある)

- ・除去、封じ込め等を行う
- ・労働者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等の使用

○施行期日

平成23年8月1日から施行

当社は、空気や建材製品の分析も行っております。お困り事・ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2011年6月20日付 厚生労働省ホームページ

化学分析箇所 守屋貴志